

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商	400,000 千円 -----	H29.4.23 カブール で (同日)	日本側 鈴鹿光次在アフガ ニスタン大使 アフガニスタン側 ヘクマ ト・ハリル・カルサイ外 務大臣代行	H29.5.9 164号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。